特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	国民年金事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 光市は、国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格異動に関する事務 ②国民年金保険料納付・免除・猶予に係る事務 ③年金裁定請求に関する事務
③システムの名称	1　国民年金システム 2　宛名システム 3　団体内統合利用番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金被保険者情報ファイル、国民年金所得状況ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表の46の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表　73の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境市民部市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	環境市民部市民課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1428

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請時にマイナンバーが必要なときは、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人上の記載がある申請書等の進達 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄　等	
9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
		<選択肢>

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関編）等に則り、漏洩・消滅・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的な取組みとしては、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いはないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを実施 ・廃棄書類のダブルチェックを実施 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－8	市民部市民課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部市民課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1428	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第一項31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第一項31の項	事後	誤記修正
平成29年9月6日	Ⅰ－5－②	市民課長　田村　和男	市民部次長兼市民課長　田村　和男	事後	平成29年4月1日付変更
平成30年6月11日	Ⅰ－5－②	市民部次長兼市民課長　田村　和男	市民部次長兼市民課長　古迫　登志郎	事後	平成30年4月1日付変更
令和1年6月28日	Ⅱ－1	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	市民部次長兼市民課長　古迫　登志郎	課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	－	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－4－①	実施しない	実施する	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－4－②	―	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するへの変更に伴い、法令上の根拠の	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ－1	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和3年7月7日	Ⅳ－6 目的外の入手が行われるリス	―	十分である	事後	
令和3年7月7日	Ⅳ－6 目的外の入手が行われるリス	―	十分である	事後	
令和3年7月7日	Ⅱ－1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月7日	Ⅱ－2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	Ⅰ－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第一項31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2	事後	根拠法令追加、表記方法修正
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7項、別表第二第48項、第50項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8項、別表第二の48、50の項	事後	根拠法令の改正に伴う項番の変更、表記方法修正
令和4年7月22日	Ⅱ－1	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ－2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ－5－①	市民部市民課	環境市民部市民課	事後	令和5年4月1日付変更
令和6年3月29日	Ⅰ－8	市民部市民課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1428	環境市民部市民課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1428	事後	令和5年4月1日付変更
令和6年3月29日	Ⅱ－1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ－2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表第一の31の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項、別表の46の項 国民年金法第3条第3項及び国民年金法施行令第1条の2	事後	根拠法令の改正による
令和7年3月25日	Ⅰ－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8項、別表第二の48、50の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表　73の項	事後	根拠法令の改正による
令和7年3月25日	Ⅱ－1	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ－2	令和5年4月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業		十分である 申請時にマイナンバーが必要なときは、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・特定個人上の記載がある申請書等の進達 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄　等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	Ⅳ－11　最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関編）等に則り、漏洩・消滅・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的な取組みとしては、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管 ・特定個人情報を含む書類を郵送する際は、宛先に間違いはないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを実施 ・廃棄書類のダブルチェックを実施 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和6年6月1日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和6年6月1日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	保護評価の再実施のため